

令和2年10月5日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機 様

大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会  
委員長 向山 敦夫

大阪広域水道企業団工業用水道事業における減量制度  
及び料金改定について（意見具申）

貴企業団では、『経営戦略2020－2029』（以下「現計画」という。）に基づき、工業用水道事業の適正な料金水準や料金制度の検討とともに、受水事業所の工業用水の使用状況などを勘案し、基本使用水量のあり方についての検討を行い、今回減量制度案及び料金改定案が示された。

本委員会は、産業を支える工業用水を安定的かつ低廉に供給し続けるという観点から審議を行った。

審議の結果、以下の事由により減量制度案及び料金改定案は適切であると判断する。

【減量制度について】

- ・受水事業所の約6割が実給水率50%未満となっている状況において、受水事業所が撤退等をするおそれがある中、基本使用水量の減量を実施することで受水事業所の負担軽減を図る措置を講じるとともに、減量による基本料金の減収に対応するため、新たに「特別減量負担金」を創設し計画的に収益化することで将来的な工業用水道事業の経営基盤の安定化に資するものとなっていること。

【料金改定について】

- ・料金算定期間については、インフラ事業に必要とされる事業経営の安定性を考慮のうえ、中長期的な視点から現計画の期間である令和11年度までと設定し、経済産業省の定める工業用水道料金算定要領に基づく総括原価方式により算定されており、算定期間中の収支は均衡していること。

なお、今回の案は、受水事業所との意見交換会を実施し、今後の厳しい経営見直しについても説明のうえ、同意見交換会での要望を一定反映するなど、ユーザーとの双方向のコミュニケーションの促進に努めた適切な案といえる。

しかしながら、この減量の実施により将来的には厳しい経営状況が続くと見込まれるが、令和5年度に予定されている現計画の見直しに向けて、新たなアセットマネジメント計画の策定などを通じ、基本料金収入で賄う固定費の削減につながる経営改革に取り組まれない。

最後に、新型コロナウイルス感染症の影響や、大規模受水事業所の撤退等、今後の需要動向にも注視し、将来にわたり持続可能な事業運営に努められたい。